

第 2 回 臨 時 会

議案第 8 1 号

下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

提案理由

下関市海洋環境体験施設の観覧料を改定し、及び所要の条文整備を行うた
め。

別紙

下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例（平成17年条例第218号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
(観覧料)				(観覧料)					
第5条 略				第5条 略					
2 観覧料は、 <u>観覧券と引換えに前納する</u> 。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。				2 観覧料は、 <u>前納とする</u> 。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。					
3 略				3 略					
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）					
				<u>（単位：円）</u>					
区分	観覧料（1人 <u>1回</u> につき）			区分	観覧料（1人 <u>1日</u> につき）			年間観覧料 （1人1年 につき）	
	個人	団体（20人以上）	市民		個人	団体（20人以上）	市民	個人	市民
大人	<u>2,090円</u>	<u>1,780円</u>	<u>1,040円</u>	大人	<u>2,500</u>	<u>2,200</u>	<u>1,000</u>	<u>5,000</u>	<u>2,000</u>
小学生・中学生	<u>940円</u>	<u>730円</u>	<u>470円</u>	小学生・中学生	<u>1,200</u>	<u>900</u>	<u>450</u>	<u>2,400</u>	<u>900</u>
幼児	<u>410円</u>	<u>310円</u>	<u>210円</u>	幼児	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>200</u>	<u>1,000</u>	<u>400</u>
備考				備考					
1～4 略				1～4 略					
				5 <u>年間観覧料とは、当該観覧料を</u>					

<u>5</u> 略 <u>6</u> 市民でない小学生・中学生及び幼児を20人以上含む団体が学習目的で利用する場合の当該小学生・中学生及び幼児の観覧料の額は、小学生・中学生は<u>620円</u>、幼児は<u>210円</u>とする。 <u>7</u> 略	<u>納付した日から起算して1年間、同一人が回数に制限を受けることなく、施設において資料を観覧することができる観覧料をいう。</u> <u>6</u> 略 <u>7</u> 市民でない小学生・中学生及び幼児を20人以上含む団体が学習目的で利用する場合の当該小学生・中学生及び幼児の観覧料の額は、小学生・中学生は<u>740円</u>、幼児は<u>250円</u>とする。 <u>8</u> 略
--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 2 回 臨 時 会

議案第 8 2 号

工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 2 6 日可決議案第 8 7 号「工事請負契約締結について」中
「3 請負代金額 1, 1 2 7, 0 3 8, 0 0 0 円」を
「3 請負代金額 1, 1 4 9, 0 5 4, 5 0 0 円」に変更する。

提案理由

下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設建築主体工事に係る請負契約を一部変更するため。